

市町村交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費

(歳入)

地方消費税交付金	141,019 千円
うち社会保障財源交付金	83,451 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費	1,587,312 千円
------------------------	--------------

【社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費】

単位:千円

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源 交付金)	その他	
社会福祉	児童福祉事業	578,422	394,263	6,000	11,337	30,410	136,412
	高齢者福祉事業	97,141	1,540	4,200	11,476	5,107	74,818
	社会福祉事業(障害者福祉、母子福祉)	447,877	269,806	11,500	5	23,547	143,019
	小計	1,123,440	665,609	21,700	22,818	59,063	354,250
社会保険	国民健康保険事業特別会計繰出金	108,971	54,194	0	0	5,729	49,048
	介護保険事業特別会計繰出金	145,358	16,805	0	0	7,642	120,911
	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	137,993	30,595	0	0	7,255	100,143
	小計	392,322	101,594	0	0	20,626	270,102
保健衛生	予防対策・健康増進事業	53,015	714	0	2,728	2,787	46,786
	母子衛生事業	18,535	1,789	0	560	974	15,212
	小計	71,550	2,503	0	3,288	3,762	61,997
合計	1,587,312	769,706	21,700	26,106	83,451	686,349	

引上げ分の地方消費税収入については、「社会保障4経費」(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)その他社会保障施策に要する経費に充てることとされました。

※【社会保障施策】

- (1)「社会福祉」 生活保護、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉などです。
- (2)「社会保険」 法令に基づき実施される保険を意味し、国民健康保険、介護保険、年金などです。
- (3)「保健衛生」 国民の健康を保つための施策で、医療に係る施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策などです。